

札幌市危険空家等除却補助金交付要領

[平成27年(2015年)8月26日 都市局長決裁]

(最終改正 令和6年(2024年)4月1日)

(目的)

第1条 この要領は、札幌市危険空家等除却補助金交付要綱(平成27年8月26日都市局長決裁。以下「要綱」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 跡地 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第2項第5号に規定する空家等の跡地をいう。
- (2) 自治組織等 自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体やその団体に所属している個人、又は地域の活性化や地域貢献、福祉等の営利を目的とせず公益的な取組を行う団体や個人をいう。
- (3) 地域連携型除却補助金 札幌市危険空家等除却補助金のうち、補助事業に係る危険空家等の跡地を、補助事業完了報告書(要綱様式8)により補助事業の完了の報告を行った日から5年間以上無償で自治組織等に貸し出し、貸し出しを受けた自治組織等が跡地の活用事業(コミュニティ農園、堆雪場、ポケットパーク等の地域の交流、問題解決、活性化等の用途に跡地を活用しつつ維持管理を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことを交付要件とする補助金をいう。
- (4) 通常型除却補助金 札幌市危険空家等除却補助金のうち、地域連携型除却補助金の交付要件が課されない補助金をいう。
- (5) 除却等費用 危険空家等を除却するために要した費用(当該危険空家等を除却するにあたって交付を受けた又は受ける予定である他の補助金の対象経費となっている費用を除く。)のうち、次のアからカまでに掲げる費用の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。
 - ア 主たる建物の躯体、屋根葺材等、内外装材、建築設備などの解体撤去工事及び処分に係る経費(アスベスト含有の有無に係る分析調査費用を含む。)
 - イ 主たる建物の基礎・杭その他、地下埋設物(排水管・桧・電線管・給水管等)などの解体撤去工事及び処分に係る経費
 - ウ 主たる建物に附属するもの(車庫・カーポート・物置、土間コンクリート、塀・門扉・門柱、植栽、庭石等)の解体撤去工事及び処分に係る経費
 - エ 解体撤去後の埋め戻し及び整地費(舗装費用などは除く。)

- オ 解体撤去工事に必要な仮設工事費
- カ その他市長が必要と認める費用

(協定の締結)

第3条 地域連携型除却補助金の交付を受ける者（地域連携型除却補助金の交付を受ける者と跡地の所有権を有する者が異なるときは、跡地の所有権を有する者）は、次の各号に掲げる事項を定めた協定を自治組織等と締結しなければならない。

- (1) 目的
 - (2) 有効期間
 - (3) 無償土地使用貸借契約の締結
 - (4) 順守事項（権利義務の継承、維持管理、原状回復など）
 - (5) その他必要と思われる事項
- 2 前項の協定を締結しようとする者は、当該協定を締結しようとすることについて、あらかじめ、跡地の所有権その他の権利を有する者全員の同意を得なければならない。
- 3 地域連携型除却補助金の交付を受けた者又は第1項の協定を締結した者（自治組織等を除く。）は、跡地の活用事業が終了した時点及び市長が任意に求めた時点において活用状況や収支状況についての報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付額の算定方法等)

第4条 地域連携型補助金の交付額は、次の各号により定める額のうちいずれか低い額を限度額とする。

- (1) 除却等費用（消費税等相当額を除く。）に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (2) 国土交通大臣が定める空き家若しくは空き建築物等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（以下「標準除却費」という。）に、補助事業の対象となっている危険空家等の延べ面積を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (3) 150万円
- 2 通常型除却補助金の交付額は、次の各号により定める額のうちいずれか低い額を限度額とする。
- (1) 除却等費用（消費税等相当額を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (2) 標準除却費に補助対象住宅の延べ面積を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (3) 50万円

(申請受付期間)

第5条 要綱第5条第1項及び次条第1項の申請受付期間は、年度毎に建築安全担当部長が別に定める。

(事前確認)

第6条 市長は、交付申請を行おうとする者の依頼（前条の申請受付期間内に行われたものに限る。）に応じ、除却しようとする建築物が危険空家等に該当するかについて、事前に判定を行うことができるものとする。

2 前項の依頼及び判定の結果の通知は、事前確認依頼書（兼判定書）（様式1）により行う。

(交付申請に添付する関係書類)

第7条 要綱第5条第1項に規定する関係書類は、別表1ア欄に掲げる書類（同表イ欄の要件等を満たすものに限る。）のうち、市長が必要と認めた書類とする。

(交付申請の内容を変更する申請に添付する関係書類)

第8条 要綱第6条に規定する関係書類は、前条に掲げる書類のうち、当該変更に係るものとして、市長が指示した書類とする。

(完了報告に添付する関係書類)

第9条 要綱第11条第1項に規定する関係書類は、別表2ア欄に掲げる書類（同表イ欄の要件等を満たすものに限る。）のうち、市長が必要と認めた書類とする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、建築安全担当部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

	ア 書類	イ 要件等
(1)	事前確認依頼書（兼判定書）（様式1）の写し	除却しようとする建築物が危険空家等に該当する旨の判定が記載されたものに限る
(2)	交付申請者の納税証明書（指名願）	交付申請を行う年度又は直近の年度のもので、かつ、交付申請の日から3か月以内に発行されたものに限る。
(3)	対象危険空家等の登記全部事項証明書（建物の登記又は相続登記が行われていない場合は、建物の所有関係及び相続関係を明らかにする書類）	対象危険空家等の登記全部事項証明書については、交付申請の日から3か月以内に発行されたものに限る。
(4)	除却工事の見積書の写し	除却等費用の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の解体事業者等の押印があるものに限る。
(5)	除却工事を請け負う予定の事業者が、解体事業者等に該当することを証する書類	原則として、建設業（土木工事業・建設工事業・解体工事業）の許可証の写し又は建設リサイクル法の登録証（北海道知事登録）の写しに限る。
(6)	同意書（様式2）	対象危険空家等に所有権その他の権利を有する者（交付申請者を除く。）全員分
(7)	跡地の活用に関する協定書の写し	（地域連携型除却補助金を申請する場合のみ提出が必要）

(8)	事業計画書（様式3-1）及び 事業収支計画書（様式3-2）	（地域連携型除却補助金を申請する場合のみ提出が必要）
(9)	その他市長が必要と認めた書類	

別表2（第9条関係）

	ア 書類	イ 要件等
(1)	解体事業者等と締結した除却工事の請負契約書等の写し	交付決定者及び解体事業者等の押印、契約日、工事着手日、工事完了日、請負金額（税抜）、工事名及び現場住所が確認できるものに限る。
(2)	除却工事費の請求書及び領収書の写し	解体事業者等の押印があるものに限る。
(3)	除却工事完了後の写真	跡地の状況が分かるものに限る。
(4)	補助金振込先の通帳等の写し	金融機関名、店名、口座番号、口座名義（氏名カナ）が確認できる箇所を複写等したものに限る。
(5)	アスベスト分析調査報告書の写し	（アスベスト含有の有無について分析調査を行った場合のみ提出が必要）
(6)	その他市長が必要と認めた書類	